

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和6年5月16日（木）10:00～12:14

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子 中西秀俊
菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 千葉敦

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長 高橋教育長 朝日田病院事業管理者
二階堂政策企画部長 浦川総務部長 千葉協働まちづくり部長
佐々木商工観光部長 高橋福祉部長 高野健康こども部長 菅野健康こども部参事
古山都市整備部長 桂田経営管理部長 高橋教育部長
阿部政策企画課長 菊地未来羅針盤課長 佐藤未来羅針盤課主幹
門脇商業観光課長 吉田企業振興課長 千田福祉課長 菊池都市計画課長
浦川経営管理課長 松戸教育総務課長 菊池学校教育課主幹
廣野政策企画課長補佐 千田未来羅針盤課長補佐 千田未来羅針盤課副主幹
齋藤企業振興課長補佐 工藤福祉課長補佐 及川健康増進課長補佐
菅野都市計画課長補佐 小野寺教育総務課長補佐
鈴木議会事務局長 菊池議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

【次第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

- ① (仮称)奥州西学校給食センターの新築工事について
- ② 岩手県への奥州市からの要望(県統一要望)について
- ③ 衣川診療所の診療体制について
- ④ 市営住宅への子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居促進について
- ⑤ 江刺市街地エリア開発整備構想の策定について
- ⑥ アメリカ・トーランス市との連携について
- ⑦ 令和6年度物価高対策重点支援給付金給付事業について

(2) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(4/26) 報告者：瀬川貞清 議員

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

【概要】

- 1 開会 (略)

2 挨拶

○議長（菅原由和君） 改めましておはようございます。先月は議員だけの全員協議会でしたので、当局側からは本日が今年度最初の機会となります。倉成市長を始め、市当局には、今年度もどうぞよろしくお願いします。本日の全員協議会は当局から7件の説明事項と議会の報告事項が1件です。会議が様々予定されておりますのでご発言は簡潔明瞭にさせていただきまして、進行にご協力いただきますよう本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは倉成市長。

○市長（倉成淳君） 皆さんおはようございます。一連の春祭りでは本当にいろいろとご協力いただきありがとうございます。残念ながら、全国の田植え競技会、ディフェンディングチャンピオンとしてのその技を見せる機会がなかったと聞いております。来年にとっておいてください。

今日の話題につきましては、6月に市議会定例会がございますので、一般質問に関連する内容も入っているかもしれませんので、どうぞ率直なご意見、それからご質問いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅原由和君） ありがとうございます。

本日の全員協議会には、千葉敦議員から欠席届が提出されています。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 3 協議

### (1) 説明事項

#### ① （仮称）奥州西学校給食センターの新築工事について

○議長（菅原由和君） 3協議に入ります。(1)説明事項①（仮称）奥州西学校給食センターの新築工事について説明をいただきます。高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 教育委員会です。奥州市胆沢小山地区内に建設予定の（仮称）奥州西学校給食センターにつきまして、このほど実施設計が取りまとまりましたので、工事の概要等について、議員の皆様にご説明・ご報告させていただくものです。なお、当該工事に要する経費につきましては、6月補正予算によりご審議をいただく予定としておりますので、よろしくお願いします。それでは、詳細につきまして担当課長からご説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それでは私から説明をさせていただきます。先ほど部長から話がありましたとおり建築に先立ちまして、設計がまとまりましたので、工事の概要を説明申し上げます。まず、1の工事の概要です。建設場所は旧小山中学校の跡地です。現在は解体が終了して更地となっている状況です。構造は鉄骨造の2階建てです。延床面積が3,208.29㎡。こちらは、運搬用の給食車が積み下ろしを行うプラットフォーム下屋、屋上のエアコン室外機等を設置するスペースも含んでいるものです。工期は、15ヶ月（1年3ヶ月）で、令和6年10月から令和7年12月の予定です。工事費には、建築、電気設備、機械設備で24億1,242万円となっております。こちらは、補正予算で審議をいただく予定で、令和6年から7年度の債務負担を予定しています。

次に2施設の特徴です。提供食数、提供可能食数は、1日最大4,500食です。アレルギー対応食は120食提供可能です。HACCPの概念を取り入れまして、衛生基準や管理衛生マニュアルに適合した施設となっています。汚染区域と非汚染区域を明確にするため、食材の流れを一方通行とする配置で調理を進めることとなっております。2階の研修室から、1階の調理場が見学できる造りとなっています。車は、場内を一方通行とすることで、接触事故の低減を図るということです。そして、太陽光システム、オール電化を採用予定です。災害時には、非常食等の提供をするガス回転釜を配置する予定です。

3今後の予定です。令和6年8月、新築工事の入札厨房機器等の発注見込み、令和6年9月、新築工事の仮契約見込みです。令和8年の7月に外構工事が完了するというので、令和8年8月に供用開始をしたいということで進めています。

2ページは、建物の配置図です。上が北側で、こちらの方に入る流れとしては北側に旧小山中学校の校門が残っています。図面でいうと上から入って建物を時計回りに回る一方通行です。

3ページは、1階の平面図です。建物の右側から食材を搬入することになり、トラックから食

材を下ろし、野菜等食材を洗ったりして、食材は図面の中では左側に流れていくような形です。食材を洗浄し、調理して積み込んで、そして左側、トラックの模様があるんですけれども、そこで積み込んで、出発する流れとなっています。

4 ページは、2階の配置図です。2階には右に研修室がございまして、ここでいろいろな食育の勉強をしたりするということになります。そこに窓がついておりますので、1階の調理の状況が見られるという作りとなっているものです。

5 ページはイメージ図ですが、2階からの調理の様子、こういう形で見られるイメージで、外観のイメージが下の方に描いているというような形です。説明は以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等ございましたら発言をお願いします。7 番佐々木友美子議員。

○7 番（佐々木友美子議員） 7 番佐々木です。調理員に関わるものですが、更衣室、休憩室、トイレは見つけられましたが、シャワーの部屋はあるのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） シャワーの部屋は、特に準備しておりません。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7 番（佐々木友美子君） 基準にあるかどうかは定かではないですが、今新しい真城でしたっけ、新しい施設でも既にある給食センターとか調理場はシャワールームがあったと思うんです。今、設計になくても調べていただいて、必要であれば、特に夏場は当然調理員さんたちから要望があるんじゃないかと思うんです。以上で終わります。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） シャワー室も含めてですが、こちらの各部屋の配置から設備、そういったものについては、現場の調理員さんの意見を取り入れながら進めておりました。ですので、シャワー室の対応についても、調理員さんの方から確認を、確認をといますかそういったところも一緒に協議しながら進めてきた内容ということとなっております。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。9 番小野優議員。

○9 番（小野優君） 9 番小野です。直接この工事に関わる部分ではないですが、完成の前に配送計画に関して、まだもう少し先かもしれませんが、全面委託で進めるっていう方針を以前聞いておりました。いわゆるこの運送部分に関する状況が変化の中でそういったところの見込みが心配なところがあるんですが、どのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 菊池学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菊池長君） 配送計画はこの施設から各学校までの距離、時間については調べているんですけれども、今、現時点でその一つ一つの業者に対してどうなのかということはまだ確認しておりません。今後、業者に状況を確認しながら進めていきたいと思っています。

○議長（菅原由和君） そのほかよろしいでしょうか。それでは特にご質問等ないようですので、説明事項①は、以上とします。説明者入替えのため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

② 岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について

○議長（菅原由和君） 再開します。続きまして説明事項②岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について説明いただきます。二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは説明をします。概要を私からお話します。例年どおり、別紙で市長、市議会議長連名で要望会場において県知事宛に要望するものです。なお、昨年度同様、県知事が要望会に直接出席ということで向かいの合庁大会議室で行うということです。以下、要望内容について担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 岩手県への奥州市からの要望、県統一要望につきまして説明します。概要は、部長が申し上げたとおりで省略します。2 の要望内容についてですけれども今年度の要望項目数は24項目でして内訳、新規が2項目、一部新規これは昨年度の要望内容に修正を加えたものという意味ですが、これが6項目。継続が16項目ということになっております。

要望項目の概要は、後ほど説明をさせていただきますけれども24項目のうち、市として優先的

に課題解決を図るべき重要項目としてこの資料の左下の表に記載の5項目を掲げておりまして、これらの項目は要望会当日、知事に直接説明し、意見交換をすることとしております。

次に、3今後のスケジュールについてです。

本日以降、要望会当日までの主な日程はこちらに記載のとおりですけれども、今年度も要望事項に対する市議会からの意見集約を行ったうえで県へ提出したいと考えています。ただ、要望会の開催が例年よりひと月前倒しになっておりますことから、準備期間を非常に短縮せざるを得ないという状況にございまして、市議会におかれましては6月定例会前のお忙しいところ大変恐縮ですけれども、来週5月21日（火）午後5時までに会派ごとの意見を取りまとめのうえ、議会事務局へ提出いただきたいと思いますと考えております。

それでは要望項目の概要について説明をさせていただきます。資料1の要望項目一覧表の方をお開きいただきたいと思います。

初めに一覧表の見方について簡単に説明をさせていただきます。左側の項目ナンバーの列の次に令和5年度の評価の欄がございます。ここに記載のアルファベットは昨年度の要望に対する県の対応状況を表しており、資料4でお付けしております表紙に凡例を掲載していますけれども、Aは趣旨に沿って措置したもの、Bは実現に努力しているもの、Cは当面実現できないもの、Dは実現が極めて困難なものということです。1つの件名に複数のアルファベットが付いているものは、具体的要望が複数含まれているということでそれら具体の要望ごとに県の対応が示されている、回答が示されているというものでして、複数の評価が記載されているものもでございます。次に、他の市・町と足並みを揃えて行う広域要望につきましては広域区分欄に広域と記載しています。これが広域要望に該当するもので、その右隣に連携する自治体名を記載しているものです。簡単ですが、以上が一覧表の見方となります。

要望項目が24と多いですので時間の都合上、説明は新規及び一部新規の項目に限らせていただくこととし、継続要望は説明を省略しますので、ご了承願います。

なお、要望項目の詳細は、資料2の要望書案、資料3の関係資料を適宜参照いただきたいと思いますし、資料4が先ほど申し上げた昨年度の要望に対する県の取組状況ということですので、後ほどご確認願います。

それでは一覧表に基づき、重点要望項目から説明をいたします。

重点要望項目のうち、No.1、No.3及びNo.4は継続要望となりますので、説明を省略し、それ以外の項目について説明します。初めに、項目No.2広域的な公共交通の維持対策についてです。こちらは、広域的な公共交通の維持確保のため、県と関係自治体が一体となった路線バス事業者への支援体制の構築について、昨年度の内容を一部変更して要望するもので、花巻市及び北上市との広域要望となります。主な変更点は、多様な運行主体が共同利用できる配車アプリやキャッシュレス決済などのシステム・プラットフォームの広域整備の追加となります。飛びまして次にNo.5、農地法制の見直しについてです。こちらは、今般、国会で議論されております農地法制の見直しについて、農用地の総量確保を目的として、農用地制度における国の関与を強化すると報じられておりますことから、このことをもって公共用地の取得や民間による土地利用を過度に阻害することのないよう国に働きかけていただくことを新規に要望するものです。以上が重点要望項目の説明となります。

続いて、県へ要望する項目について説明します。要望項目のうち、No.1、No.3からNo.5並びにNo.8及びNo.9については継続要望となりますので、説明を省略します。

初めに、項目No.2、J R東北本線の利便性向上についてです。こちらは、産業集積が進み、観光需要も増してきている県南地域におけるJ R東北本線の利用環境を充実し、利用者の利便性を向上させることについて、東日本旅客鉄道株式会社へ働きかけるよう、昨年度の内容を一部変更して要望するもので、金ケ崎町との広域要望となります。主な変更点は、盛岡・一ノ関間のSuica未導入への早期導入とあわせ、盛岡支社、仙台支社両管内にまたがる区間でのSuicaの相互利用の早期実現を追加したものです。飛びまして次に、No.6、工業団地整備への総合的な支援についてです。こちらは市が行う工業団地整備に対する県の財政的支援や県有財産の柔軟な利活用推進について、新規要望するものです。なお、本要望は、昨年度までは、工業用水に係る

補助助成と一括した要望としておりましたが、次期工業団地の候補地調査に着手するなど、次なるステージを見据えた取組を行う中で、今回は工業用水に関する項目と分けて要望しようとするものです。次に、No.7、工業用水に係る補助、助成制度の導入についてです。こちらは、企業誘致の推進及び既存企業支援の観点から、県営工業用水道事業と同様の条件で用水を受給できるよう、補助、助成制度を創設することについて昨年度の内容を一部変更して要望するものです。主な変更点は、No.6の工業団地整備への総合的な支援と項目を分け、工業用水に関する単独の要望項目とした点です。次に、No.10、小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員についてです。こちらは充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決のため、教員等専門職の配置及び増員について、昨年度の内容を一部変更して要望するものです。主な変更点は、スクールサポートスタッフの配置増進の追加です。以上が県へ要望する項目の説明となります。

続いて、国への要望として、県に配慮いただく項目について説明をいたします。国への要望を働きかけていただく項目のうち、No.3からNo.9までについては、昨年度からの継続要望となりますので説明を省略します。初めに、No.1、地方財政基盤の充実強化についてです。こちらは、地方創生の実現のための十分な財政措置や複数公共施設の統廃合、長寿命化に対応する地方債の措置など、地方自治体の安定的な財政運営に係る措置について国に働きかけるよう、昨年度の内容を一部変更して要望するものです。主な変更点は、脱炭素化推進事業債の期間延長や企業版ふるさと納税の税制特例措置の適用期間延長などの追加です。次に、No.2、水田活用の直接支払交付金の制度安定化と予算確保についてです。こちらは、水田活用の直接支払交付金の制度の安定化と予算確保について国に働きかけるよう、昨年度の内容を一部変更して要望するもので、金ケ崎町との広域要望となります。主な変更点は、制度の厳格化が進む中においても、生産者が活用しやすく、かつ、安定的な制度となるよう国に働きかけることの追加です。

最後に、昨年度要望した項目で今年度の要望項目から外れたものについて説明をします。今年度要望しないこととした項目は、一覧表の末尾に掲げる3項目となります。まず、No.1、農畜産物の生産コスト転嫁の仕組みづくりについては仕組みづくりに関わる関連法案が国会に提出され衆議院を通過していることを踏まえ、No.2、情報システムの標準化に関する取組支援については、国からシステム標準化に使える補助金メニューが複数示されていることから、それぞれ今回要望はしないこととするものです。No.3、指導主事の派遣については、現在、県教育委員会においてこれまでの指導主事派遣の在り方について見直しを検討されておりますことから、今回要望からはずそうとするものです。以上が令和6年度の県統一要望に係る説明となります。説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたらご発言をお願いします。特によろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項②は以上とさせていただきますが、説明の中にもございましたけれどもご意見がある場合につきましては、会派ごとに取りまとめいただき、5月21日までに議会事務局の方へご報告をお願いしたいと思います。

説明者入替えのため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### ③ 衣川診療所の診療体制について

○議長（菅原由和君） 再開します。次に説明事項③衣川診療所の診療体制について説明いただきます。桂田経営管理部長。

○経営管理部長（桂田正勝君） 衣川診療所の診療体制について資料に基づき説明します。最初に概要の部分です。衣川診療所の所長が今年6月末をもって退職し、その後実際には引越しの準備とかで中旬から休みたいということで6月17日からの診療対応について説明します。中身は担当課長から申し上げます。

○議長（菅原由和君） 浦川経営管理課長。

○経営管理課長（浦川敏明君） それでは、資料の方をご覧いただきたいと思います。概要は部長から説明がありましたので、2の経緯から説明をさせていただきます。まず、3月下旬に衣川診療所の近藤所長から、本人事情により令和6年6月末日をもって退職するという意向が示された

というところでございます。これをもちまして4月に入りまして慰留に努め、診療所にお伺いしまして慰留に努めたんですが、本人の意思が固く、これを認めることといたしまして、後任医師の募集を4月から開始しているという状況があります。併せまして、退職後の診療に支障や患者さんに不安等生じることがないように後任医師の着任までの応援体制の構築等の検討を開始しているという状況になっています。

3今後の診療体制です。まずは、後任の常勤医師を現在、募集をしてございます。まずはこの医師の、常勤医師の確保に全力を尽くしているという状況になってございます。次に後任医師着任までの間になりますが、この部分は、総合水沢病院とまごころ病院ほかですね、民間の紹介業者等を活用しまして、医師紹介によって診療応援等の体制を構築したいと考えているところです。これにより、今現在行っています入院・外来、これはモバイルクリニック等を含んだ外来になりますが、これを両方とも維持継続させていきたいという形の検討を進めています。ただし、常勤2名のうち1名がいなくなるというような状況になっていますので、残りの先生に負担がかからないような形で考えていければと思っていますし、まず、第一義的には住民の方の診療に不安が出ないような形の応援体制を組みたいと考えています。応援体制は、まずはいったん、9月までという期限で調整の方をさせていただきまして、10月以降の体制は、その状況等をみながら再度検討していきたいと今のところ考えているところです。

右側に移りまして、関連予算等の措置の関係です。これら応援医師にかかります報酬、旅費等が発生する状況になっていますので、その増額分を6月定例会に提案したいと予定しているところです。最後、参考までに衣川診療所の概要を載せていますが、中段の部分を見ていただきたいんですけども、診療科は、現在内科とリハビリテーション科の2科を標榜しています。病床数は現在19床ということで許可病床がございまして、実際のところは大体年間で平均しますと、1日当たり4名から5名程度の入院患者がいらっしゃるという状況になっています。患者数は、令和4年度の状況ですが、入院は1,427名、外来は8,827名が通院なさっているという状況の診療所です。説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。  
24番菅原明議員。

○24番（菅原明君） 24番菅原です。1点お伺いします。3今後の診療体制についての(3)ですけれども、応援体制はいったん9月までとし、10月以降の体制は改めて検討する予定だとありますけれども、私は9月までとしてではなく1年間通しての応援体制を初めから組んで進めるべきではないのかと感じますけれども、どうしてこのようになったのかお伺いします。

○議長（菅原由和君） 桂田経営管理部長。

○経営管理部長（桂田正勝君） お答えします。応援体制は専属の医師にならないということもありまして、やはりここは過渡的な取扱いにしかならないだろうと思っていました。応援ということじゃなく、もうその衣川診療所に非常勤であっても毎日じゃなくても、常駐していただける先生を探すというのがまずは患者さんに安心な医療を提供するためには必要なことだろうと思っておりました。よその病院の掛け持ちをして応援だとかっていう体制はまだちょっと限定的に捉えて、もちろん10月以降もどうしてもやっぱり外部の応援の先生をお願いしなきゃ駄目な場面はあるかもしれませんが、こちらとして狙っているのは一番がもちろん常勤の所長先生に代わる後任の先生をまず見つけるのが第一ですし、そこまでいかにとも衣川診療所をしっかり中心に診ていただけるような先生を探すというのが第一だと思っておりますのでこういう仕組みにしたということでございます。

○議長（菅原由和君） 9番小野優議員。

○9番（小野優君） 9番小野です。今応援体制の質問がありましたけれども、私も同様ですけども今の思いはわかりました。いったん区切るという部分に関してその次の方針を改めて検討されて示される時期っていうところの目安を現段階で設定されているのかお聞きいたします。それからもう一つが応援体制の中で民間業者からの紹介医師を受けるということでなかなかこの表現をはっきり使われることってあまり目にしないと思うんですけども、予算措置まで考えていらっしゃるということなんですが、この民間からの紹介医師のめどがある程度たっているのかどうか

お聞かせください。

○議長（菅原由和君） 桂田経営管理部長。

○経営管理部長（桂田正勝君） 10月以降の体制についていつ頃までに検討するのかその時期はいつなのかといったご質問が1点目ございました。こちらとしまして、10月以降の部分で患者さんの予約も取らなきゃ駄目ですからある程度早く。それから今のこれが9月までの予算しか組んでいないものですから予算措置のことも考えますと、遅くとも8月には決めて次の体制を検討したいと思っております。あとは民間の業者紹介のお医者さんということで代診の先生ということですけども、ここは平日ではなく週末の土・日とか入院病棟での何かあったときの体制、オンコール対応と言っているんですけども、そういったところの体制をここではないアルバイトの先生に、週末ですと自分のところの平日の勤務がなくて土日が空いている先生たちがいて手伝ってもいいよっていう先生たちがいらっしゃいます。そういった方を紹介していただける業者もあるので、そういったところを頼って入院の方を継続させたいとそういったことでの対応となります。以上です。

○議長（菅原由和君） 8番東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番東です。1点目はモバイルクリニックを含む維持継続ですが、近藤先生がモバイルクリニックのキーパーソンだと聞いておるところですけども、そこは問題なく継続できるということなのか確認をいたします。2点目は、4関連経費の増額を議会提案ということですが、これは近藤先生のお支払をする部分がなくなるということでしょうか、組替えではなくて、そこはいじらずに今回ここにかかる今言った民間業者紹介医師云々に係る経費を単純に増額するということなのか伺います。

○議長（菅原由和君） 菅野健康こども部参事。

○健康こども部参事（菅野克己君） 1点目のモバイルクリニックの関係について、私からお答えします。まず議員ご指摘のとおり、近藤先生がキーパーソンとしてこのモバイル車両も含めて活躍していただいております。モバイルクリニック、現在週の火曜日午後に対象者10名ほどの患者を診ていくということで1週間のうちの火曜日午後は1コマとして時間帯を設けているところでは、まごころ病院の先生方の協力を得て、この枠をモバイルクリニックの分をまごころ病院の先生が診ていただくということで、近藤先生とあとまごころ病院の院長先生と連携を取って今後の研修といいますか実施状況等も見学しながら引き継いでいくということで続けていくという状況です。以上です。

○議長（菅原由和君） 浦川経営管理課長。

○経営管理課長（浦川敏明君） 2点目の予算の組替えの部分になりますが、予算の部分は現在の所長先生の分は6月補正では落とさないという形で考えています。これは常勤の先生を引き続き探していきまして、ここは早急に来ていただければ、その分で予算を使うというような形になっていまして、今回予算措置させていただきますのは先ほどお話した土曜日とか休日の夜間の分の非常勤の部分について、予算が不足する見込みがありますのでその分についてまずは予算措置をさせていただくと。結果により、その常勤医師の分については今後落とすべきか継続すべきかは考えていくとしているものです。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 2点目はわかりました。1点目の部分はそうしますと、まごころ病院の院長先生のご協力、先生方のご協力であるということで大変ありがたいところですが、確認ですが、まごころ病院の方に影響が出ないのかってちょっと心配ですけどそこ大丈夫なのかということと、利用者の皆さんの今現在受けている患者さんへの説明をきちっと、先生変わるってということとかそのあたりのことについてどのようになさるのか伺いをして終わります。

○議長（菅原由和君） 桂田経営管理部長。

○経営管理部長（桂田正勝君） モバイルクリニックの分は、伊藤先生の方が毎週火曜日の今後に入っただけという今そういう調整をしております。まごころ病院の方に影響ないといった部分、なくはないです。やっぱり本当にまごころ病院も水沢病院も同じですけどギリギリのところでお医者さんに頑張っていただきまして、さらにそこからよその診療所までの応援というこ

とはかなり厳しい状況ではあったんですけども、そこは医療局の中で大変だろうということで応援していただくことになりました。いずれご負担のないように様々な工夫をしながら、大丈夫なようにしていきたいと思っております。あとは衣川診療所の患者さんに対するいろんな周知の部分っていうのを今も実はまだ正しくこの日にどの先生が入るっていうのを今本当に調整している段階でして、そこを早めにアナウンスして患者さんの方に不安のないようにそこはしっかり対応して参りたいと考えています。以上です。

○議長（菅原由和君） 15番千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。2点質問します。今回残念な形で去られるということですけども、これは医療局と先生の意味疎通がうまくいっていなかったのかなと感じるんですけども、これはこれといたしましても今後のこともありますので、今いらっしゃる先生方とも意思疎通をしっかりとさせていただくと、ぜひ忙しい中でも時間を作っていただいてその点を考えていただくというのが一つと、あと宿舎の問題もあるのかなと思いますが、例えば家族でいらっしゃる先生もいるし、単身で来ていただいている先生もいる。生活環境の改善っていうのも必要になってくると思いますので、特に家族でいらっしゃる方ですと、家族の意向もくみ取る形でお話・要望を聞いていただく、実現いただくような形で、ぜひここでしっかり診療していただくという気持ちになっていただくような形で今後やっていただければいい、その辺についてお聞きして終わります。

○議長（菅原由和君） 桂田経営管理部長。

○経営管理部長（桂田正勝君） 2点ご質問いただきました。1点目の意思疎通の部分は本当に大事な部分だというふうに思っております。なるべく医療局といたしましても、先生方と日頃からコミュニケーションを取って意思疎通に努めたいと思います。あと、医師公舎の部分確かに立派な新しい公舎ということではございませんので、次に先生に考えていただけるときに、こんな公舎ではって言われて、じゃ辞めますとだけはないように、しっかり先生の意向も聞き取りしながら、ちゃんと直すところは直して、そういったところも配慮してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 15番千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） あの、やめようと思ったんですが、ぜひあの家族でいらっしゃっている方もいますので、近藤先生も家族でいらっしゃっているはずですから、こんなことないような形で、家族の方の意向といいますか、どうですかみたいなことで直接仕事には関係ないのかもしれませんが、それも大事な部分になるかと。家族の意向、奥さんの気持ちが大きい部分があるかと思うますので、そういうところもくみ取っていただくような形で訪問といいますか、お伺いをたてるようなこともあるかなと思います。その辺も提案してみたいと思います。

○議長（菅原由和君） 浦川経営管理課長。

○経営管理課長（浦川敏明君） ありがとうございます。当然先生がいらっしゃる際にはご家族の意向とかその辺をお伺いしながら、例えば衣川以外の部分になりますと、民間の借り上げ公舎とかも活用したりというような形でできるだけいらっしゃる方のご意向をお伺いしながら、今も進めています。その辺も十分に強化しながら、来ていただく体制をとりたいと考えています。

○議長（菅原由和君） 14番高橋浩議員。

○14番（高橋浩君） 高橋浩です。新聞報道等でも見たときに私も非常にびっくりしたところです。小さな拠点づくりの関係でも非常に注目していたところですので、大変なことだなと思いました。先ほど来説明がありましたけれども、改めてもう少し先生のご事情は仕方がないとしても、医療局側の情報収集、その辺がどうだったのか、その後の対応はどのような対応だったのか、また今後の見通しは、今説明がありましたけれども大きく公表できない部分もあるかもしれませんが検証として医療局でも対応等を考えなきゃいけないだろうと思います。改めて説明できる範囲でその後の情報を確認したあたりからご説明いただければと思います。

○議長（菅原由和君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） ただいまのご質問に対しての答えですけども、まず多分気になっておられるのは、私どもと先生との関係がうまくいっていなかったんじゃないかって、多

分一般的にはそのような印象を持たれるのかなと思います。ただこれに関してはご本人にもいろいろ事情をお伺いする中でもはっきりご本人からも言われているのではあるんですけど、私どもに対する不満のようなことがあってそれがきっかけで辞めるんじゃないっていうことだけははっきり言われている。逆に言えば何の事情ですかっていうところについては、なかなかこれ私どもがはっきりこうだと明言されているものも実はなくて、ご本人の側の事情っていうだけでお聞きしております。ですので、今段階私どもの方からその辺のことをお話できる材料っていうのはありませんし、多分これからもないと思います。ただ先生がお辞めになるときのパターンといいますか、経緯というのが当然いろいろお話を先にいただいていて、悩んでいるような話があるっていうふうなケースもあるでしょうし、今回はちょっとそういうケースではなくご本人が意思を固めておられた。そこがスタートのような形になりました。ですので、私どもとしてはさつき課長からもありましたけども、とにかく日頃のコミュニケーションは大事だというのは当然思っております。その中でできる限りの取組をしながら、ご本人の気持ちなども、くみ取れるような環境をつくる必要は当然あると思っていますし、できるだけ努めておりますがまだ足りていないところもあるかもしれません。そこについては、継続して取り組んでいきたいと思っております。ですが、それだけではなかなか今回のようなことを防げるかと言われるとそれは難しいと思います。この方に関してはそういうことだとしか言えません。いずれにせよ、このお話をいただいたのが3月下旬ということでお話ししておりますけれども、本当に下旬のところなんですけど、それ以降、何度か私もですし、部長、課長以下含めて何回行ったかわかりませんが、診療所にお伺いして直接お話も聞きながらいずれご本人の意志が固いということを踏まえて、今回お話したような体勢の構築の方にシフトしたということになります。応援体制のことはまだ固まってははいないですけども、これまで何度も繰り返して診療所の先生とそれからスタッフの皆さんと、ときには振興会の方ともお話をしながら、とにかくどういうふうにやっていくかを一緒になって詰めている段階であります。あとちょっと、質問になかったかもしれませんが、いずれ今後について、応援の形は大体の雰囲気はつかめた形になりましたけれども、まだ確定的なものになっておりませんので、そうは言ってもやっぱり目指すのは常勤医師の確保というのが一番だと思っておりますので、まずそこを。それがかなわない場合の対応については、先ほど説明をしたように、一定の期間こういうふうにやってみましょうということを繰り返していくしかないのかなと今のところそのように思っています。応援の形も医療局内部ではある程度限界があるっていうのも見えましますし、それ以外の業者さんの紹介、それから個人で応募いただくケースもありますので、そういったところも含めてその都度まずできる体制を考えていくという流れで今進めているところです。以上です。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。それでは特にご質問等ないようですので、説明事項③については以上とします。説明者入替えのため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

④ 市営住宅への子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居促進について

○議長（菅原由和君） 次に、説明事項④市営住宅への子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居促進について説明をお願いします。

○議長（菅原由和君） 古山都市整備部長。

○都市整備部長（古山英範君） 都市整備部です。よろしくお願いします。都市計画課が担当しております市営住宅への子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居促進につきまして、担当課長より説明いたします。よろしくお願いします。

○議長（菅原由和君） 菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君） それでは私の方から、資料に沿って説明をします。

1 要旨ですが、子育て世帯や若者夫婦世帯が子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境の整備を図るため、国の基準の拡大に合わせて、市営住宅への入居資格、要件である収入の上限額を拡大するものです。これまでも市営住宅は、住宅に困窮する低所得者世帯に対して低廉な家賃で賃貸しているものです。高齢者や障がい者に対しては、収入基準を一般より収入額の上限を上げて入居できる配慮をしております。今回は、国の基準拡大に合わせて、子育て世帯及び若者

夫婦世帯の入居要件を拡大しようとするものです。

2 現状と課題について、2点挙げております。まず、(1)国の子育て政策についてです。国では少子化対策として、こども未来戦略を昨年決定し、その施策により、国土交通省は、公営住宅を活用し、子育てを支援することとし、「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」を定めました。公営住宅において、公営住宅法の中での入居・収入基準の上限額を拡大するなど自治体に求めているものです。(2)として、当市の市営住宅の入居の状況です。全体と水沢地域を表にしております。ここでは人口の多い水沢地域を挙げております。入居棟数の入居率は、全体で80%、水沢地域は77%です。その下段の就学前世帯が市全体でも18戸が現在入居しており2.3%。水沢地域は6戸で1.1%であり、その下の39歳以下の夫婦のみの世帯は、全体でも1戸です。子育て世帯の入居が少ない状況になっています。

3 子育て世帯等の入居促進についてです。具体的な見直し内容になります。子育て世帯等の入居促進として要件を拡大するものです。表をご覧ください。人的要件として、現行は、同居者に小学校就学前の者がある場合の要件を右側に対象範囲の拡大策として、18歳未満の子どもがいる場合とします。また、夫婦のみの世帯でもいずれも39歳以下の場合も、収入基準内であれば入居可能とするものです。収入の条件としては、月額25万9,000円に拡大します。この月額は、公営住宅法で定めた上限の額となっています。

続きまして4市営住宅の建替事業についてです。現在の市営住宅は、老朽化が進んでおり、市営住宅の建て替えを進めていくこととしております。今後の建て替えをする市営住宅は、これらの子育て、若者夫婦世帯のニーズに合った住宅になるよう検討を進めていきたいと考えています。

最後にスケジュールです。この入居要件の見直しについては、条例の一部改正を次の議会に提案予定と考えています。説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。
7番佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） とてもいい提案だと思います。未来羅針盤課の移住係の方でお聞きしたときもそうだったんですけども、若い方々は、定住・永住というよりは、お試し移住みたいな形で奥州市にまずいったん住んでいただいて、奥州市に最終的に定住していただくっていうようなニュアンスがあるということもお聞きしたので、若い方々がいったん市営住宅に入ったときに、出入りのサイクルっていうのは今入っている例えば高齢者の方が終の棲家のように永住しているサイクルよりも早く出ていかれる。住んでみて良かったから今度家を建ててみようとか、もうちょっと頑張って民間の賃貸に移ってみようかっていうような感じでサイクルが早くなるんじゃないかなって思うんです。そうしたときに、当市の管理条例の中には、敷金が家賃の3ヶ月、そして運用で出て行くときは原状復帰、それから清掃っていうふうになっていると思うので、多分、家賃が少ないと当然敷金の総額も少ないので、私が知っている川端住宅ですと出ていくときに、清掃や畳なんかで最低で15万円、ちょっと汚れていたりすると25万円ぐらいの見積りで出ていかなきゃいけないっていうことがあるようです。そうすると若い人たちが入るときにお得感で「これはいいことが始まった」っていうことで入ったとしても、出ていくときに自己負担が発生する運用だと民間の賃貸で敷金・礼金で出て行くときには一切自分たちはかかわらず後は不動産屋がやってくれるのに慣れている若い方々からすると、入口がいいけど出ていくときに苦しくなるっていうのは何か違うかなと思うのでちょっと対案がないですけど、その辺も加味されて、改正なり規則の運用なりを考えられた方がより若い方々の出入りが激しくなる場合の市営住宅の活用につながるかなと思いましたので、質問っていうか意見ですけども。以上です。

○議長（菅原由和君） 菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君） 若者世帯の入居の関係は、議員おっしゃったとおり高齢者がずっと住むよりは、若い者が貯金をして新しい住宅を建てる目的で低廉な住宅に入るといったものもあると思います。ちょっとお話ししたいのは、公営住宅法の中での市営住宅ですので、今回、収入の25万9,000円の要件ですけども、これは月額25万9,000円ですので、年額にしても310万円ほど、所得がそれ以下の人が入る要件になっているものですので、今回上限を上げますけれども、全ての若者、給料の良い方が入れるものではないです。そういう意味で今回条例を改正しますし、その

入居してからの退去の清掃とかの費用の関係は、やはり全て同じルールで行わなければならないと思っています。使用してどうしても修繕しなきゃならないものは、使用者の責任で直すものだと思いますので、今回私どもが考えているのは、まずは入居要件の拡大と収入月額の上限の拡大を考えているものです。

○議長（菅原由和君） 古山都市整備部長。

○都市整備部長（古山英範君） 7番議員からお話のあった川端住宅で、例えば10万円、20万円の修繕といいますか、そういう方たちの実情というのが、10年・20年経って移動されるという方の場合はやはり畳が傷んだ、焼けたといいますか、そういったようなことも多々あるんです。今議員おっしゃるように、お試し期間みたいな短い期間であればそんなにかからないものというふうに私は認識しております。ただ、今回は先ほど課長がお話したように、まずは拡充をして、そういったようなことがあって、そして、入口を広くしたんだけど出るとき大変だよねというような内容ということであれば、それはきっちりと検討・対応しなければならないと考えておりますが、現在考えているのはまず拡充で、住んでいただくということもできるようにするというのが今回の趣旨でございますので、意見といいますかそういったことについては、今後の課題として認識しなければならないということで私の方は認識したということで報告させていただきます。以上です。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 面白いというか、私もそういう方向性で考えるべきだと思うんです。今、公営住宅法でちょっと縛られた考え方を皆さんしているので、おそらくある意味での規制緩和、要するに子育て法案と関連付けた規制緩和が必要になってくると思うんです。例えば、大橋住宅の所に高度成長期みたいなコンパクトにたくさん住居を建てるっていうんじゃなくて、子育てを前提としたちょっとした公園を含めた環境づくりをするとか、そういうことが多分公営住宅法だといろいろ縛られてしまうんです。ですからこれは多分国への要望になると思うんです。向こうが法律つくっているんで。ただ、いまの国の優先順位を考えた場合に、こういう公営住宅を若者に活用するというのが必要でしょうということを訴えながら、それは簡単には変わらないと思いますけどやっぱり規制緩和を含めた検討も進めていきたいと思っています。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 方向性はそのようにお願いしたいと思います。それで、2つだけお願いですが、1点はその入居を希望する若い方々に入口の説明だけでなく、その出るときの説明もきちんと入るときに説明をしたうえで、「え、そんな聞いてなかった」ということがないようにしていただきたいのが1点。あと市営住宅は、民間に委託してその管理をお願いしていますよね、委託会社さんに。そうすると今市の方で答えいただいた思いと、受託している会社さんはやっぱり決まりきったことでその居住者の退去にしろ手続されると思うのでその辺、何年であっても、きちっと全部現状復帰していただかないといけないことになってますみたいにその受託会社さんがやっぱり困ってしまうと思うのでその辺の制度設計については、委託会社への説明等も居住者の方がどっちの話聞いたらいいのかわからないことがないようにやっていただけるとスムーズにいくかなと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（菅原由和君） 古山都市整備部長。

○都市整備部長（古山英範君） 入居前の説明とかはしっかりと行っておりますので、今後も力を入れてまいりたいと思います。それと委託業者につきましても、私どもと同じ方向性、同じ思いでいくということで周知徹底を図って、丁寧な説明をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 8番東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番東です。先ほどの市長のご答弁聞いてですね、大変いいなと思います。ぜひその方向で頑張っていただきたいと思うんですけれども、その中で、公営住宅法の上限であるということなんで25万9,000円の提案ですけども、これは条例の上乗せ・横出しの考え方に基づいて奥州市では他市よりも、例えばもう少し上限が上ですよみたいなところを政策としてやるということが考えられないのかどうか。逆に言うと、法律では絶対そこはもう上乗せ・横出しは

できない部分ですよというのであればそれはそれで終わりますけれども、そういった検討はなされたのかどうか。というのは、この背景には今、賃金が上昇傾向になっております。それで熊本県菊陽町でTSMCの工場ができたことによってその給料の値上がり、伸びが全国を上回るような勢いで給与水準が上がっているというようなこともありまして、大前提は給料が高い人はそっち行ってくださいということが前提なことはわかっておりますが、そうは言いながら年収ベースで340万ですか、そこまで高い部分じゃないと思います。それを少し上げることによってより多くの人たちの門戸を広げるってということも考え方としてはあるのかなと。この辺も東京エレクトロンを中心にまたいろんな投資が来て給与水準が上がってくると、その上限を上げて、給与が上がることによって、全然引かからないってようなことも想定されるかなっていうふうな地域の特性ということも含めれば、条例を他市とは違うということも一つの考え方であるのかなと思うのですが考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君） 私どもの現在管理している住宅は、公営住宅法に基づく国の補助金をもらいながら建設してきたもので公営住宅法の中には、収入基準の上限を25万9,000円を上限として、あとは一般の入る方が月額15万8,000円なので、それらを参酌して、裁量世帯、老人とか子育て世帯を条例の中で、25万9,000円以内の中で定めなさいって法律になっていますので、この条例をかさ上げして基準を上げるっていうのは現在できない状況です。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 法律に基づいた今課長が言ったとおりであって、多分、今の議員さんの意見をどうにか実現しようとするとかある意味では特区的な扱いをしてもらう、全国一斉にその法律で公営住宅法が変わるとはなかなか思えないんですよ。ですから特区的な扱い、例えば、北上市で公立大学をつくるって言っていますけど、そういう外に若い人が出ないようにするための特区的な扱い、そういうものをいろいろ検討したうえで、例えば、定住自立圏の中での一つのテーマとして動くとかそういうやり方はあると思っています。ですから、それ全然具体的に議論してないんで、多分やっぱりこの地域っていうのは半導体の集積地域でもあって、いろいろ県としても注目している内容があるんでそれをうまく使いながら、ある意味子育ての特区的な部分も取ってこれればいいなとは思っているんですけど、これから検討します。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） ありがとうございます。確認でした。できないってことでいいんですね。いわゆるやろうと思えばできるってことだけれども、さっき言った事情、補助金のことがあってなのか、元々絶対できないんということなのかだけ確認します。

○議長（菅原由和君） 菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君） 法令で上限が定まっているのでできません。

○議長（菅原由和君） 9番小野優議員。

○9番（小野優君） 9番小野です。条例改正に関する趣旨はわかりました。今回この資料に大橋住宅建て替えのことが示されておりましたので、その進捗状況等だけ確認させてください。

○議長（菅原由和君） 菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君） 建て替えは、今年度から具体的に検討に入るということで、国の補助金を活用しながら進めようとしているものです。今回は、今年度は、庁内でワーキンググループをつくるなどして、最終的にはその事業スキームや効果などを検討し、あとさらには集約した後の余剰地の活用方法などを検討して可能であれば基本的な構想を今年度でまとめたいと考えています。その後、7年度以降は具体的に導入するためのサウンディング、あとはプロポーザルに向けて、その仕様書・作業書を作っていくスケジュールです。以上です。

○議長（菅原由和君） ほかがございますか。5番佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 5番佐藤です。3子育て世帯等の入居促進の下の方に令和6年度に新設した奥州市結婚新生活支援補助金制度で対象となる新婚夫婦の年齢要件との整合性を図っているとありますが、どのような整合性を図るのかお聞きします。

○議長（菅原由和君） 菊池都市計画課長。

○都市計画課長（菊池太君） 新婚さんの新生活を応援しますということで、今年度から始まっている事業ですが、その対象世帯の要件が、夫婦とも年齢が39歳以下ということが要件になっていますので、それが今回の年齢要件と合わせています。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。それでは特にないようですので、説明事項④は以上とします。ここで、午前11時25分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ⑤ 江刺市街地エリア開発整備構想の策定について

○議長（菅原由和君） 再開します。続きまして、説明事項⑤江刺市街地エリア開発整備構想の策定について説明をいただきます。二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それではこの構想の策定について説明します。新しい工業団地への企業誘致に伴う雇用者ですが大幅に増加すると見込まれており、それを契機として各種プロジェクトを推進していますが、その中でも肝となるこの構想の策定をやはりノウハウを持つ専門業者に委託をしてということで準備進めております。本日その概要をお知らせいたします。関連経費は6月補正予算としてご審議いただきたいという予定でございます。それでは担当課長から説明いたします。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 私から江刺市街地エリア開発整備構想の策定についてご説明いたします。

1のエリア開発のコンセプトについて、次のページの羅針盤図の上段の方にも記載しているとおりですけれども、誘致企業の雇用者対策、もう一つは官民連携による市有地の有効活用ということになります。

2江刺市街地エリア開発整備構想の策定ですけれども、これは公募型プロポーザルにより、委託業務を担える業者を選定することとします。必要額は、6月補正で措置しようとするものです。

3今後の主なスケジュールですけれども、本日の全員協議会で説明、6月議会で予算要求をし、可決され次第、公募を開始します。併せて、有識者等で構成される審査委員会を設置し、8月には事業者を決定し、作業を進めていく予定です。業務内容としては、まず基礎調査として、市有地及びその周辺の状況調査。ワークショップ等の開催による民意の聴取。そして、基本理念や方針の策定、その目標を達成するための諸機能の整備。また、人流や交通アクセスに応じたゾーニング。民間資本を活用した事業手法の検討、スケジュールの具体化などを予定しています。令和7年度以降はあくまでも現時点の想定ですけれども、令和7年度は構想に基づいたより具体的な基本計画の策定、あわせて、民間企業を対象としたサウンディングによるPFIの導入可能性調査等を行う予定です。こうした作業を経て、令和8年度以降から開発事業が始まるという流れを想定しております。

参考までに、令和6年度中に江刺市街地エリアプロジェクトで実施する取組を記載しています。①は今説明したとおりです。②は令和7年度から東京エレクトロンの新工場の稼働が始まり早速700名を超える新たな雇用者が生まれることとなりますので、そうした方々が奥州市に定住していただけるような移住・定住対策、文化・子育て機能の在り方について検討していきたいと考えています。③は江刺工業団地の渋滞緩和対策ということで、これは都市整備部で現在、具体的な手法を検討中です。

資料の説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は以上です。ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

19番及川佐議員。

○19番（及川佐君） 19番及川です。まず一つは、立地適正化計画、都市再生整備計画との関係はどうなっているかというところが1点。それから、6年度から8年度にかけてのスケジュールがありますけれども、これは市民・民意というか、地域の民意は多少ちょっと今触れたようですけれども、これをどのようにどういう時期に皆さんから考えをいただくのか、この2点についてお伺いします。

○議長（菅原由和君） 古山都市整備部長。

- 都市整備部長（古山英範君） 私から都市再生整備計画の進捗といいますか、対応ですけども、昨年度末に立地適正化計画でエリアが確定になりました。それで、今後そのエリアでやっていきたいビジョンというものをこれから開発整備構想の中で具体的に示しまして、その内容を都市再生整備計画に盛り込むということになっておりますので、今後、その内容が決定次第、直ちに都市再生整備計画に盛り込めるものかどうかなどの検討をしたいと考えております。以上です。
- 議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。
- 未来羅針盤課長（菊地徳行君） 民意の聴取につきましては、これは非常に重要なことだと思っております。なので6年度、今回の構想策定の中でも、様々な手法はあると思います。アンケート、インタビュー、ワークショップとか、そこら辺をひっくるめてしっかりやっていきたいなと思っておりますし、来年度の計画につきましても同じようにやはり、都度都度、計画については公表なり、民意を聴取していきたいと考えています。また、この構想等を策定する委員会等も立ち上げますけれども、この中にはしっかり市民の方々、有識者、いろんな方々も入れて市民の声がしっかり反映させられるような形で進めていきたいと考えています。以上です。
- 議長（菅原由和君） 及川佐議員。
- 19番（及川佐君） 1点目の立地適正化計画、都市再生整備計画は、もしこのスケジュールどおりであれば、水沢は既に予算も確定しているわけですが、江刺の場合はこれはいつの段階、8年度なんでしょうか、あるいは7年度で計画をはっきりさせて都市再生整備計画に盛り込むとこういう段取りでしょうか。スケジュールについても一度伺います。
- それから、民意の件ですけども、このスケジュールによると、令和6年8月に1つ書いてあって民意聴取というのがありますが、これはこの時期に行われると考えてよろしいのでしょうか。この2点について伺います。
- 議長（菅原由和君） 古山都市整備部長。
- 都市整備部長（古山英範君） 都市再生整備計画は、奥州市全体で出すものではなく、地区地区で出して構わないということになっております。ですので、今年度は水沢地区ということになっておりますが、江刺地区の方が例えば8月、このスケジュールでいいますと1月には決定することとであれば、その後盛り込むというような形で、追従するような形になろうかと考えておりますが、ただある程度、議会とかそういったようなものがあれば、前倒しできることもあろうかと思いますがそちらの分につきましては、国と協議しながら進めていきたいと考えているところです。以上です。
- 議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。
- 未来羅針盤課長（菊地徳行君） 民意の聴取ですけどもちょっとすいませんこの資料8月というふうに全部書いてありますけれども基本的には8月に公募業者を決定し、そこから3月までを業務期間としたいと思っています。なのでどういう提案が出てくるかということもございすけれどもその中で、あまり短期間というか、しっかりスパンを取りながら市民の声を拾い上げるような形で進めていきたいと考えています。以上です。
- 議長（菅原由和君） 及川佐議員。
- 19番（及川佐君） 都市再生整備計画に盛るのは、8年度の業者決定募集選定の8年1月よりも前、7年度の段階で構想の策定が完了するわけです。開発計画も1月に決定するわけですから、この時点で整備計画に盛って整備計画をさらに外へ出してやってもらう。こういう方が8年待つ必要もないじゃないと思うのですが、この点はいかがでしょうか。
- 議長（菅原由和君） 古山都市整備部長。
- 都市整備部長（古山英範君） 私の方の説明が不足していたと今ちょっと反省しておりますけども、実は都市再生整備計画には具体的な費用とか、そういったようなもの、国の補助金をどのように使うかなどというのがあるので、そちらが決まれば提出はできるかというふうで、事業主が決まらなくても計画が定まれば提出できるということですので大変失礼いたしました。よろしくお願ひします。
- 議長（菅原由和君） 他にございますか。9番小野優議員。
- 9番（小野優君） 9番小野です。2点伺いますけども、まず今都市再生整備計画に絡んで

の質問がありましたが、そもそもこのスケジュールにこの記載されている開発計画っていうものがどういったものの位置づけだったのか説明していただければと思います。それから、今の民意の聴取ということでいろんな委員会を立ち上げられてっていうところでも委員会の構成の話も今ちらっと説明の中にありましたが、例えば他の地域・気仙沼とかですと、このワーキンググループ部会を作ってその中にいわゆる若者だけの部会を作ったり、高校生だけの部会を作ったりっていうところですね、世代一緒くたにしないで、ちゃんとした世代別とか業種・業態別、女性部会を作ったりとかしてやっていますけども、そういった部分に関して、今現状どのようにお考えなのかお示しいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 開発計画ということですが、今回、市民・民間の開発もひっくるめて、市のみならず民間も含めての開発ということになると思います。都市再生整備計画につきましては、基本的にはそういった中で、市の部分ということにもなろうと思いますので、まずはその大きな枠組みとして、この開発整備構想の中で、民間の資本も入れた形での大きなビジョンをまず作って、その中で市が設置すべきもの、道路とか様々ありますけれども、そこら辺を順次落とし込んでいくという流れになるのかなというふうに考えています。あと、民意の聴取のところですが、ご指摘があったようにやはりある程度様々な層から声を聞きたいと思っておりますのでやっぱり子育てであったり若者であったり、そこら辺は少し整理をして、たくさんの方から声を聞いて計画に生かしていきたいと考えています。以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） 開発計画の方だけ再度お聞きしますが、そうするとこの開発整備構想を策定したうえでそれをいわゆる実施計画っていう言い方とも違うかもしれませんが、それを具体的に順序立てて落とし込んだものが開発計画という考え方でいいのか。あと、この開発計画っていうのはいわゆる議決事項ではないと思いますけども、どのように予算とか絡んでくるのかちょっとイメージできないんですけども、どのように実施されて、取り組まれていくのかっていうところをもう少しご説明いただければと思います。

議長 ○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 開発構想につきましては、様々な団体、市町村でも作っておりますけれども、本当にまずどういうまちにしたいかというようなところのまず目指すべき姿みたいなところをまず出します。その中で、来年度の計画につきましては、もっと具体的な形で、どういう形の公的なものがつくられるとか、どこのエリアに、どういう市街地のこのエリアをこの区画をちゃんと造ってこの中にどういったものができるか、民間がどう入っていくかっていうところが具体的になっていくんだろうと思います。ということです、まずは官民連携ということですのでそこら辺の官がやる場所、民がやる場所っていう役割分担のところもあるでしょうし、ところが民がやるというところにつきましては、我々が計画を作っても、そこに乗っかってくるところがなければ駄目なものもありますので、そういったような役割分担を示しつつ、どういう公募の仕方、プロポーザルもありますけれども、どういう事業体、デベロッパーさんが入ってくるかといったところも、さらに公募するとか、そういう順序立てていかなければならないだろうと思っています。なかなか構想の段階で、これぐらいの事業費だとなかなか出づらいいとは思っています。なので行政がやる機能については、例えばこういった機能が必要だろうということはあると思いますが、それについても例えばその民間の資本を入れるとなるとそれが直接的に1ヶ年で払うのかとか、それを長期間の中で払うのかといったことはいろんな形があると思いますのでそういったところも含めて、まさに構想、より具体的なところは計画の中で動いていくということになると思いますので、やはりこれは都度都度、まさに議会、市民の皆様方にお示しをしていきたいと考えています。以上です。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。それでは特にご質問等ないようですので、説明事項⑤は以上といたします。説明者入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑥ アメリカ・トーランス市との連携について

○議長（菅原由和君） 再開します。次に説明事項⑥アメリカ・トーランス市との連携について説明いただきます。二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは説明いたします。アメリカ・トーランス市、カリフォルニア州ロサンゼルス郡の都市ですけれども、友好協定を結びたいという打診を受けており、現在事前協議をしていますけれども市として経済連携というスタンスで、前向きに検討しているところです。本日その概要をお知らせし、渡航費用などの必要経費を6月定例会に補正提案させていただきます。それでは、担当主幹から説明をいたします。

○議長（菅原由和君） 佐藤未来羅針盤課主幹。

○未来羅針盤課主幹（佐藤裕恵君） 私から概要について説明させていただきます。資料をご覧ください。連携の目的は先ほど部長から述べたとおりトーランス市と連携協定を締結し、本市の物産輸出などを中心とした経済交流を進めるのが目的です。トーランス市とのこれまでの協議内容は2をご覧ください。令和6年3月、トーランス市長から友好関係の構築に関する親書を受領しております。その内容を口頭で説明させていただきますと、まずは連携によって両市への観光客誘致などお互いの利益につながる機会を作るほか、当市の北米における市場開拓や様々なビジネス支援ができるとトーランス市は考えている。今後その可能性を探りたいので、相談の場を設けていただきたいというような内容の親書でした。その後、事務レベルにおいて、どういった交流ができるのかということを読みま協議を進めています。先ほど部長からも申し上げましたとおり、トーランス市、奥州市とも共通ですけれども、姉妹都市ということではなく、ビジネスを中心とした関係構築を進めたいというところの認識が一致しているところです。その経済連携に関する協定内容について事務レベルで協議を進めています。

3点目です。トーランス市との連携による効果です。トーランス市は、日本企業が多く立地しており、日系人が相当数住んでいるところです。数につきましては、ホノルルに次いで多いということになっております。その結果日本食レストラン、日系スーパーなどが多数存在しますので、そのため農産物を始めとした物産などの販路開拓が見込まれるところが大きな当市への利点だと考えております。

今後のスケジュールです。本日の全員協議会で説明させていただきまして、6月定例会におきまして、関連の予算案を提出したいと考えております。9月に協定の締結内容が固まりましたら、全員協議会にて報告をさせていただきます。可能であれば、10月にトーランス市を訪問したいというところで現在日程調整を進めているところです。

5番目です。トーランス市訪問団の内容についてご覧ください。訪問団の内容は、予定ですが、訪問団が市長及び担当職員などを想定しております。訪問時期は、議会終了後の9月下旬から10月中旬。それから、協定締結に関するセレモニーなどの公式行事のほか現地の企業訪問などを行いまして経済交流の可能性調査を実施したいと考えております。なお、補正で計上させていただきたい経費は、旅費、協定締結に伴う記念品代等を予定しております。説明は以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等ございましたらご発言をお願いします。22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。国際交流協会さんとの連携はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 佐藤未来羅針盤課主幹。

○未来羅針盤課主幹（佐藤裕恵君） 国際交流協会につきましては、まずはこのお話があった際にそのことをご相談させていただいております。トーランス市の状況、物産の状況であるとかいろいろ情報提供をいただきながら、情報共有をさせていただいているところです。

○議長（菅原由和君） 8番東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番東です。この度のこの連携については、非常に素晴らしいことだと思いますので、積極的に進めたいと思うところです。そこで、今後のことですが、こういったような形をやはりこういうことをやっていくべきではないかと思うところです。実は、台湾の今、新北（シンペイ）市となっておりますけれども、あとは高雄の方とかと、民間主導で水沢の青年会議所であったりとかライオンズさんであったりとかと交流している。それに絡んで、かつて前市長とか元議長もそのような物産展等に行ったりして、交流をしてきた経過がございます。

すけれども、そういったところも含めてなんですけども、別に台湾には限りませんが、こういったような連携っていうのはやっぱりどんどん広げていくべきではないのかなと思うところですが、今後、こういった別に外国の市、都市だけじゃないんですが、考え方っていうのがもしあればですね。お聞かせいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） ご提言というか、ご意見だったと思います。今回のトーランス市、姉妹都市ではなく友好協定という前提で協定を結びたいということでお話しをしておりますが、こういった部分協定で海外と結ぶことについては初めてのケースですので、まずはこれはテストケースなのかなと。ただ、市長が常々話しておりますとおり、自力更生、こういった部分を実現する過程において積極的な対応が必要であろうということで今この話を進めているところです。国内の話もありましたが、国内でも実はお付き合いもう少ししていただきたいというお話をいただいている都市もあり、協定を結んでないんですが、行ったり来たりということをしてところもあります。今後もそういったことも可能性としてあるというふうに認識しております。以上です。

○議長（菅原由和君） 他によろしいでしょうか。18番廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。この資料の効果の最初の三角に、農産物をはじめとした物産などの販路開拓が見込まれる、これが自力更生にも合致するということですが、もう少しこの自力更生に繋がる具体的なイメージというかその点ご説明をお願いしたいと思いますし、今回のスケジュール、あるいはその訪問団の内容の中に現地企業訪問による経済交流可能性調査、具体的にはどのような調査をなされるかお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 自力更生にどう繋がるのかももう少しイメージ具体的にというお話でございました。このトーランス市、実は初めて接点があるわけではなくて2年前ですか、市長始め物産販売のPRにお邪魔しているときにトーランス市にある大手の日系スーパーにもお邪魔して、意見交換を現地でさせていただいております。こういったところを通じて、今オーストラリアとも進めておりますが、コメの輸出あるいは物産ということですからそれ以外の可能性についても探ると、可能性はあるんじゃないかということで進めたいというふうに思います。訪問団の可能性調査という具体はっていうことですが、これは今まさにお話したような内容でございまして当然、大手の日系スーパー等々とのやり取りは重要になると思いますし、まず手段としては、どう連携して協定を結ぶのか、そこら辺のトーランス市との意識のすり合わせ、首長レベルでの意識のすり合わせ、ここについてが重要なかなというふうに考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） それで確か自力更生の部分で、例えば農産物で、農業関係でいいますと、例えば、前回10キロ6,000円から1万円という具体的な話もあったんですが、そういう価格帯で今後農家が米の販売を通じて自力更生できるぐらいの経済効果が見込まれると今回判断されたのか、その点伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 繰り返しになりますが、今、オーストラリアの方とまさにやっているところで、最初の説明でもありましたとおり、トーランス市は非常に歴史的に日系人、日本のコミュニティが発達しているところです。そういった意味で既に日系の食品等もかなりニーズが出ているということがありますので、それについては大いに可能性があるという判断のもと進めているということです。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 自力更生について誤解があると困るのでひとこと言っておきますけど、コメの輸出だけで自力更生できるわけではないですよ。今、自力更生って言っているのは、小さな拠点づくり、例えばいろいろ始まって横展開しようとしているときに、そういうコミュニティで、例えば輸出用の米を作るかもしれない。あとは私人のところで、Jクレジットのカーボンクレジットの資産を得るとか、それからライドシェアをしてそこから現金を持ってくるとか、そういうコミュニティの中で、いろんな収入源も含めて、そこにいる人たちの生活を成り立たせるって

というのが自力更生だというふうに考えていただきたいんですね。ですから、何か一発売れば自力更生ができるっていうような話ではないという、そういうコンセプトであるってことだけはお間違えないようにしてください。

○議長（菅原由和君） それでは、その他ご質問等ないようですので、説明事項⑥は以上といたします。最後、あと1件だけ続けさせてください。説明者入替のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ⑦ 令和6年度物価高対策重点支援給付金給付事業について

○議長（菅原由和君） それでは、続きまして説明事項⑦令和6年度物価高騰対策重点支援給付金給付事業について説明いただきます。高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） 新たな経済対策に向けた給付、定額減税の実施ということで、国の施策です。これまで7万円とか5万円とか給付していた事業の第3弾ということで、今年度の取組について福祉課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 物価高対策重点支援給付金（新たな非課税及び均等割のみ課税世帯分）給付事業について説明します。

1の事業概要でございますが、デフレ完全脱却のため総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施とあわせて一定の給付を実施することが決定になりました。低所得者支援としては、令和5年度は第1弾として、令和5年度分住民税に係る非課税世帯【1】、第2弾として均等割のみ課税世帯及びこれら低所得の子育て世帯【2】に対し、給付を実施しました。

令和6年度は第3弾として、令和6年度住民税において、新たに非課税世帯、均等割のみ課税世帯となる低所得世帯【3】に対し、同様に給付を行うものです。（【2】子育て世帯に対する給付を含む。）ということで、図の【3】の部分を本年度に行うということになります。令和5年度に第1弾、第2弾と2つに分けて行ったものを一緒にやるイメージです。

2の対象世帯数です。新たに非課税等となる世帯への給付で約2,000世帯です。基準日は令和6年6月3日に奥州市に住所を有し、新たに令和6年度住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯が対象となります。

※印ですが、令和5年度住民税において、所得割が課税されていた世帯が、令和6年度住民税においては非課税又は均等割のみの課税となった世帯（令和5年度物価高対策重点支援給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯）の対象となっていた世帯は対象外）ということで、令和5年度に対象となっていた世帯、対象となっていた給付金をもらっている世帯は、今回は対象になりませんというような内容が※でございます。

それから※印の2つ目ですが、世帯全員が、住民税を課税されている親族等の扶養を受けている場合は対象外ということで、世帯全員が扶養に取られている場合も対象外ということになります。

3給付額です。給付額は1世帯当たり10万円ということになります。

4支給方法です。支給方法は、申請書類の提出を求めて支給することになります。新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯が対象ですので、これまで実施した非課税・均等割のみ課税世帯を対象とした給付金振込口座情報の活用を見込めないことからプッシュ式支給は行わないこととします。

5予算です。予算は6月議会の補正予算において上程します。歳出ですが事業費・給付金として2億2,000万円、事務費として1,059万2,000円です。合わせて2億3,059万2,000円です。

歳入は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金ということで、国の10割補助となります。

周知方法は(1)～(4)、直接対象者へ文書をお送りしますし、広報おうしゅうへの掲載、市のホームページ、ぽちっと奥州で周知、新聞掲載を予定しています。

スケジュールですが、6月定例会に補正予算を提出します。6月下旬に通知書発送で対象世帯に文書を出します。7月上旬受付開始、7月中旬支給開始して、9月末日で申請受付終了とし、10月中旬に最終の支給を行う日程です。国は、この事業を11月までに終了としていますので奥州

市では10月中旬をめでに最終支給を終えて、11月までさまざま事務手続をしていくスケジュールにしております。

続きまして、物価高対策重点支援給付金（子育て世帯）給付事業です。

先ほどご説明した給付金の対象世帯のうち、子育て世帯分を対象とする給付です。

1の事業概要は、先ほどの説明と同じですので省略します。

2の対象世帯及び対象者数ですが、低所得者の子育て世帯で約250世帯、400人となります。先ほども説明した新たに令和6年度住民税の非課税又は均等割のみ課税となる世帯のうち、18歳以下の子がいる世帯ということになりますので、先ほど説明した低所得世帯の2,000世帯のうちの18歳以下の子どもがいる250世帯、子ども400人が対象となります。

3給付額です。給付額が18歳以下の子1人につき5万円を給付するものです。

4支給方法、5予算、6周知方法、7スケジュールは先ほどの説明と同じですので省略します。

続きまして、定額減税補足給付金給付事業についてです。

1の事業概要について、前段の部分は先ほどと同じ内容です。

2段落目、本事業は、定額減税しきれないと見込まれる方に対して定額減税を補足する給付【4】を行うものです。定額減税分を自身に課税されている税で減税しきれない場合に給付しますというもので、右の図でいうと上の斜線部、定額減税しきれないと見込まれる方【4】という部分になります。

対象者数ですが、定額減税しきれないと見込まれる方への給付で約20,000人となります。基準日（令和6年1月1日）に奥州市に住所を有する方で、事務処理基準日（令和6年6月3日）における令和6年度分住民税賦課情報をもとに算出した定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方ということになりますが、ちょっと文字で何のことやらと思いますので、次ページで具体例を示しておりますのでそちらで具体的に説明します。

定額減税補足給付金給付事業ということで、定額減税可能額ですけれども、所得税は3万円×減税対象人数ということで、所得税は1人3万円を減税しますということです。減税対象者が2人であれば6万円、3人であれば9万円ということになります。個人住民税の所得割分＝1万円×減税対象人数で、住民税は1人1万円減税します。減税対象者が2人であれば2万円、3人であれば3万円です。

今説明をしていた減税対象人数です。記載のとおり、納税者本人とプラスあとは控除対象配偶者プラス扶養親族数を足した人数が減税対象人数となります。

補足給付額について、これは今回の定額減税補足給付金給付事業の内容になりますけれども、所得税及び住民税それぞれから減税しきれなかった額の合計額を万単位で切り上げた額を給付するというものです。

(1)で所得税定額減税可能額マイナス所得税額ということで、減税可能額から実際の所得税を引いて0円以上になった場合、その額を万単位に切り上げて給付しますというものです。

(2)の住民税定額減税可能額マイナス住民税額ということで、減税可能額から実際の住民税額を引いて0円以上になった場合、その額を万単位で切り上げて給付しますということです。

それでは、例を3つ挙げておりますので具体的にご説明いたします。

例1ですけれども、Aさん、扶養なしで1人世帯の給与収入200万円の世帯です。所得税は25,000円かかっている、定額減税可能額はこの方1人世帯ですので先ほど説明させていただいたとおり、減税可能額30,000円に1人世帯で減税可能額は30,000円。定額減税可能額30,000円から、実際にかかっている所得税25,000円を引くと5,000円となります。この5,000円が減額しきれなかった額となります。

続きまして住民税ですけれども、50,000円課税されております。住民税の定額減税可能額は1人につき10,000円ですので、Aさんの定額減税可能額は10,000円。実際に課税されている50,000円を引くとマイナス40,000円になります。

住民税につきましては、実際に課税されている税金から減税ができているということになります。所得税と住民税、トータルで減税しきれなかった額は、所得税の5,000円となりますので減

額しきれなかった額を万単位に切り上げた額を支給するということからAさんの給付額は10,000円となります。

例2ですけれども、Bさん、3人を扶養で給与収入400万円の世帯です。所得税は、95,000円かかっています。定額減税可能額は3人扶養でBさん本人を含めると4人になりますので、120,000円。定額減税可能額は120,000円になります。定額減税可能額は120,000円から実際にかかっている所得税95,000円、この25,000円が減税しきれなかった額となります。

住民税ですけれども、190,000円課税されています。住民税の定額減税可能額は1人につき10,000円ですのでBさんの定額減税可能額は10,000円に定額減税人数4をかけて40,000円になります。住民税の定額減税可能額40,000円から実際に課税されている190,000円とマイナス150,000円となりますので、住民税は実際に課税されている税額から減税ができているということになります。トータルで減税しきれなかった額は、所得税の25,000円となりますので、減税しきれなかった額を万単位に切り上げた額を支給しますので、Bさんの支給額は30,000円となります。

例3です。Cさん、3人を扶養で給与収入は、180万円です。所得税は、16,000円かかっています。定額減税可能額は3人扶養でCさん本人を含めると4人ですので、先ほどご説明させていただいたとおり、定額減税30,000円に減税対象人数4をかけて、定額減税可能額が120,000円になります。定額減税可能額120,000円から実際にかかっている所得税16,000円を引くと104,000円となります。この104,000円が減税しきれなかった額となります。

続きまして住民税ですが、32,000円課税されています。住民税の定額減税可能額は、1人につき10,000円ですのでCさんの定額減税可能額は10,000円に減税対象人数4をかけて40,000円になります。住民税の定額減税可能額40,000円から実際にかかっている32,000円を引くと8,000円となります。この8,000円が減税しきれなかった額となりますので、トータル減税しきれなかった額は、所得税104,000円と住民税の8,000円、合計112,000円となります。減額しきれなかった額を万単位に切り上げた額を給付することとなりますので、Cさんの給付額は、120,000円となります。

前のページに戻って、4支給方法です。申請書類の提出を求めて支給するという方法とオンラインでの申請の2つの方法になります。オンライン申請につきましては、国が提供するオンライン申請システムを使うことといたします。

予算は、給付金で5億円、事務費で1,524万5,000円、合計5億1,524万5,000円です。

歳入は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金で国の100%補助です。

周知の方法、スケジュールは先ほどと同じ形で周知・スケジュールを組んで進めたいと考えています。以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は以上です。6月定例会補正予算提出予定ということでございますが、この場で特にご質問等あればお受けいたします。

特にご質問等ないようですので説明事項⑦は以上とします。説明者退席のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(2) 報告事項 (以下略)